

権限移譲事務

これまで県が行っていた事務の一部が市へ移譲されることとなりました。
平成25年度、新に担う主な事務内容は下表のとおりです。

権限移譲事務（これまで県が行っていた事務を市で行うようになるもの）

NO	法律名	事務内容	問い合わせ先	
			担当課名	電話番号
1	母子保健法	・低体重児の届出受理、未熟児の訪問指導 ・未熟児養育医療の申請書等の受付	健康福祉部 健康増進課 (保健センター)	7154-0331
		・未熟児養育医療の徴収金について	子ども家庭部 子ども家庭課	7150-6082
2	社会福祉法	・社会福祉法人設立の認可、定款の変更の認可、業務又は会計状況の報告徴収・検査、現況報告書の受理、業務停止命令、解散命令 ※市内にある社会福祉法人であって、その事業が市の区域を越えない範囲のもの	健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室	7150-6079
3	水道法	・専用水道及び簡易専用水道に係る権限(専用水道の布設工事の設計の確認等、専用水道の給水開始の届出受理、専用水道の業務委託の際の届出受理、改善の指示、給水停止命令、報告徴収及び立入検査など) [水道法適用外の関連事務] 「飲用井戸等衛生対策要領」の改正に基づき、小規模水道の衛生管理などを市が行います。 ※小規模水道とは、50人以上の者に飲用の水を供給する小規模簡易専用水道または小規模専用水道をいう。	健康福祉部 健康増進課 (保健センター)	7154-0331